

平成 29 年 2 月 8 日

関係各位

会社名：三井物産株式会社
代表者名：代表取締役社長 安永竜夫
(コード番号：8031)
本社所在地：東京都千代田区丸の内
一丁目 1 番 3 号

自己株式取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式の買付けに係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

三井物産株式会社（本社：東京都千代田区、社長：安永竜夫）は、平成 29 年 2 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行を図るため

2. 取得の方法

本日（平成 29 年 2 月 8 日）の終値（最終特別気配を含む）にて、平成 29 年 2 月 9 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において、買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。尚、買付けの価格については、本日の終値確定後、改めて通知する。

3. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 2,800 万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.56%)
- (3) 株式の取得価額の総額 : 500 億円を上限とする
- (4) 取得結果の公表 : 平成 29 年 2 月 9 日午前 8 時 45 分の取引終了後

(注1) 当該株数の変更は行わない。尚、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3) 買付け価格が、「取得し得る株式の総額」÷「取得し得る株式の総数」=1,786円/株を下回る場合は、28百万株が上限となり、それを超える場合は500億円が上限となる

(参考) 平成28年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を含む）	1,796,514,127株
自己株式数	4,009,538株

以上

本件に関する問合せ先：三井物産株式会社

IR部 TEL：03(3285)7910

広報部 TEL：03(3285)6645

ご注意：

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手可能な情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、四半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。